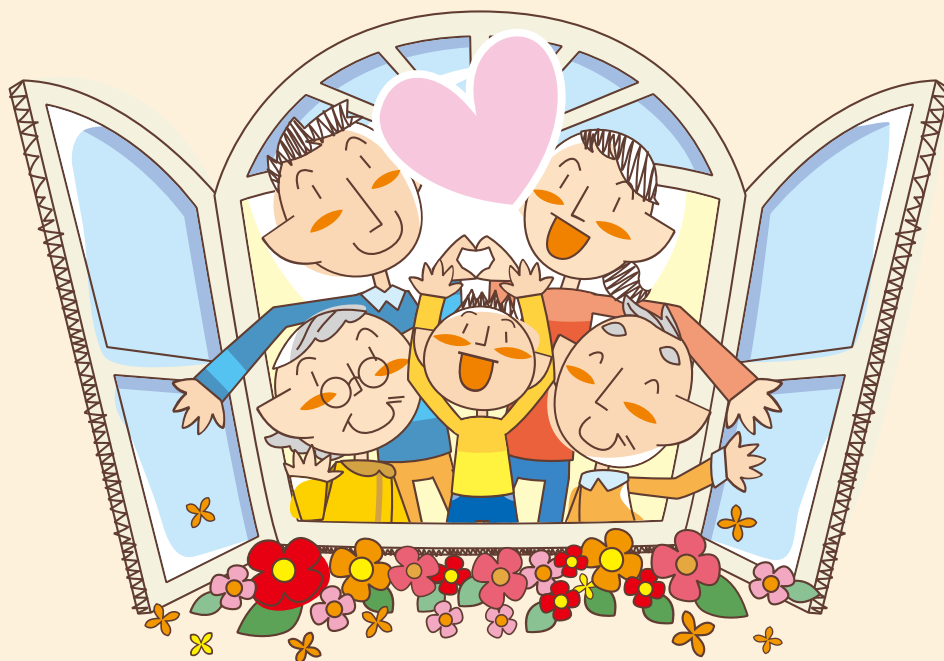


第2次四国中央市男女共同参画計画

～男女がともに認め合い、高め合い、

明日をひらくまちづくり～



平成 28 年 2 月

四国中央市

はじめに

四国中央市長 篠原 実



男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、市民すべての願いです。

また、近年の少子高齢社会や人口減少社会、さらには急激な社会経済情勢の変化などに伴い、男女共同参画社会の形成が社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション(積極的改善措置)を始めとする様々な施策を進めて参りました。また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、今後、社会全体で女性の活躍の動きが更に拡大していくと予想されます。

こうした中、本市におきましては、平成22年3月に「四国中央市男女共同参画計画」を策定し、「^{ひと}男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり」を基本理念に掲げ、男女共同参画意識の啓発や女性起業家への支援、また政策・方針決定の場への女性登用の推進など、諸施策に取り組んで参りました。

しかし、総合計画市民アンケート調査結果では、家庭や職場において「男性の方が優遇されている」と感じている方は依然として多く、また計画の推進体制にも課題が残っていることから、このような状況を踏まえ、この度、現在の社会情勢等に対応した、より実効性のある「第2次四国中央市男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後はこの計画のもと、市民の皆様一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりを進めて参ります。そのためにも、より多くの市民の皆様に男女共同参画に関心を持っていただき、地域、企業、団体等と行政が連携を深め、協働で推進していくことが重要でありますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に計画策定にあたり、熱心にご審議くださいました四国中央市男女共同参画計画委員会委員の皆様、貴重なご意見をいただきました四国中央市男女共同参画計画懇話会の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年2月

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	5
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	6
2. 基本目標	6
3. 将来イメージ図	7
4. 計画の体系	8
第3章 計画の内容	
基本目標Ⅰ ともに認め合い、尊重し合う意識づくり	9
重点目標1 男女がともに認め合う意識の醸成	9
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	12
重点目標3 人権を侵害する暴力の根絶	13
重点目標4 国際的協調と国際交流の促進	15
基本目標Ⅱ 多様な生き方ができる社会環境づくり	17
重点目標1 男女がともに働きやすい職場環境づくり	17
重点目標2 男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり	20
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画	23
重点目標1 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	23
重点目標2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の推進	25
重点目標3 様々な分野への男女共同参画の推進	26
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくり	27
重点目標1 計画推進体制の拡充	27
数値目標	28

参考資料	
○男女共同参画社会基本法	30
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	34
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	46
○四国中央市男女共同参画計画委員会条例	55
○四国中央市男女共同参画計画委員会委員名簿	56
○四国中央市男女共同参画計画懇話会名簿	56
○計画策定までの主な経緯	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来、さらには急激な社会経済情勢の変化から、個人の生き方や価値観が多様化し私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、一層重要な課題となっています。

国では、男女共同参画社会基本法が定められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本市においても平成22年3月に「四国中央市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の形成を推進するための様々な施策を進めてきましたが、平成24年12月に実施した総合計画市民アンケート(以下「市民アンケート」という。)では、家庭や職場で「男性の方が優遇されている」と感じている人が多く、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識もまだまだ根強く残っていることが見受けられます。

また、政策・方針決定の場への女性の登用も十分とはいえません。

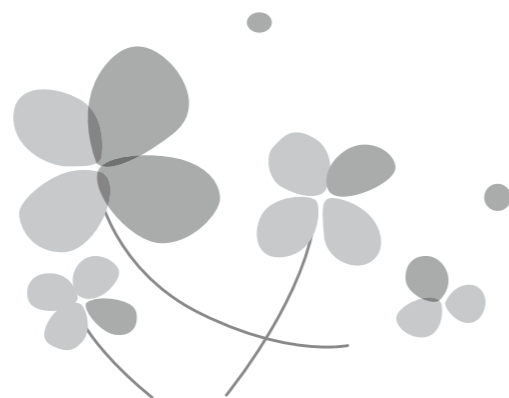
さらに、東日本大震災により浮き彫りとなった「防災分野における男女共同参画」や、今後ますますグローバル化する社会に対応するためにも「国際的視点からの男女共同参画」に、取り組んでいかなければなりません。

また、この計画を確実に実行するためには、主要な目標を定め、市民と協働で推進する体制が重要となります。

こうした現状や課題を踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、その指針となる「第2次四国中央市男女共同参画計画」を策定します。

この計画は、国が平成26年4月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいた本市の基本計画となります。

また、この計画は平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた本市の推進計画となります。



2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合(以下「国連」という。)は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。

その翌年からの10年を「国際婦人の10年」と定め、全世界的な規模で女性の地位向上を推進している間、1979年(昭和54年)に国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。

1985年(昭和60年)には第3回世界女性会議(ナイロビ)が開催され、2000年に向けて各国等が効果的措置を採るうえでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年(平成7年)には第4回世界婦人会議(北京)が開催され、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価を行い、10年間の成果を踏まえて、2000年に向けて世界が取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。

2000年(平成12年)には国連特別総会女性2000年会議(ニューヨーク)が開催され、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」が各国でどれだけ達成されたか、検討・評価され、「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

2005年(平成17年)には国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国際婦人の地位委員会)(ニューヨーク)が開催され、「北京宣言」・「行動綱領」及び国連特別総会女性2000年会議(ニューヨーク)で採択された「成果文書」が再確認されました。

2010年(平成22年)に国連「北京+15」記念会合(第54回国際婦人の地位委員会)を開催し、翌年2011年(平成23年)にはUN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)が発足しました。

2014年(平成26年)には第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」の決議案が採択されました。

(2) 国の動き

わが国は、1975年(昭和50年)に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977年(昭和52年)には「国内行動計画」が策定されました。

その後、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布等により国内法を条約に合うように整備されたうえで、1985年(昭和60年)に女性差別撤廃条約が批准されました。

さらに、1987年(昭和62年)に21世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996年(平成8年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、施策の基本的方向と具体的施策の内示が示されました。(計画の対象期間は平成12年度まで)

1999年(平成11年)に男女共同参画社会の形成についての基本理念と方向が示され、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画の形成に関する取り組みが総合的かつ計

画的に推進されるよう、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

また、翌2000年(平成12年)には男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、2005年(平成17年)に2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)までの施策を掲げた「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称:DV防止法)」が制定されました。2007年(平成19年)に法改正が行われ、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。また、2014年(平成26年)の法改正により名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と変更されました。

2010年(平成22年)男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2012年(平成24年)には、「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」において、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画(働くなでしこ大作戦)」を策定し、男性の意識改革、ポジティブアクション、公務員の率先垂範、の3点を柱とする取り組みを推進することになりました。

そして、2015年(平成27年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、自らの意思によって職業生活を営み、また営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して、職場生活において活躍することを重点的に推進することとしました。また、同年12月には様々な側面からの課題に対して、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくための「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 愛媛県の動き

県では、1983年(昭和58年)に「愛媛の婦人対策基本指針」が策定され、また「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。

1987年(昭和62年)に「愛媛県婦人総合センター(現:愛媛県男女共同参画センター)」が開館。1991年(平成3年)には男女共同参画社会づくりの中核機構として「公益財団法人えひめ女性財団」が設立されました。

1992年(平成4年)に「愛媛県女性行動計画」が策定され、2001年(平成13年)に「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」が新たに策定されました。

2002年(平成14年)に愛媛県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2006年(平成18年)に、2005年度(平成17年度)が計画期間の中間となること、また、国の基本計画が改定されたことから、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」の中間改定が行われました。

また、同年、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即して、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

2007年(平成19年)にDV防止法の一部改正やこれに伴い2008年(平成20年)に国の基本方針が見直されたことから、2009年(平成21年)に、これまでの取り組みや課題を整理し、今後必要な取り組みを盛り込んだ「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の改定が行われ、「若い世代における交際相手からの暴力の防止」や「市町のDV施策への支援」の2つの重点目標を新設するなど、DV防止対策への取り組みが進められています。

2011年(平成23年)に、社会経済環境の状況や国の動向などを踏まえた「第2次愛媛県男女共同参画計画」が策定されました。

(4) 四国中央市の取組

2004年(平成16年)4月に、川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併し、「四国中央市」が誕生しました。合併前の旧市町村において、男女共同参画に関する取り組みをそれぞれ行ってきましたが、新市誕生後2年目となる2005年(平成17年)に女性生活相談室を設置し、女性政策に取り組んできました。

また、合併に伴い、新市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「四国中央市総合計画」を策定し、その中で「人がまんなか」であるために、「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」を推進施策のひとつに掲げました。

さらには、2007年(平成19年)6月に制定した「四国中央市自治基本条例」においても男女共同参画についての条項を定め、男女の対等な参画なくしてまちの発展はなく、協働のまちづくりは成り立たないとの認識のもと、男女が互いに尊重し、共に責任を担いつつ、多方面において参画できる機会や体制を構築しようとしています。

また、2008年(平成20年)7月施行の「審議会等の運営に関する指針」では、委員の構成において「男女比率の均等を図る」とし、女性の参画拡大の推進に取り組んでいます。

そして、2010年(平成22年)3月に、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分発揮することができる社会の実現に向けて、その指針となる「四国中央市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進してきました。

3 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」です。
- この計画は、「第2次四国中央市総合計画」を上位とした個別計画です。
- この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、愛媛県の「第2次愛媛県男女共同参画計画」及び「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を勘案するとともに、四国中央市の他の部門計画との整合性を図り、男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画と位置づけます。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく基本計画と位置づけます。
- この計画は、「四国中央市自治基本条例」の趣旨を踏まえています。

4 計画の期間

この計画の期間は、2015年度(平成27年度)から2024年度(平成36年度)までの10年間とします。ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、施策を効果的に推進するために、期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の「第2次総合計画」では、将来都市像を「四国のまんなか 人がまんなか ～人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市～」と掲げています。また、市民一人ひとりがそれぞれの人生の主演として輝くことができるよう、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」とし、いつの時代にも市民が健康で、しあわせを感じられる質感の高いまちを目指しています。

「第2次四国中央市男女共同参画計画」においては、市民一人ひとりが性別に関係なく個性を認め合い、意識と能力を高め合い、男女(ひと)が輝けるまちを目指すため、「四国中央市男女共同参画計画」の基本理念を発展的に引継ぎます。

ひと
男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり

2 基本目標

本計画においては、「基本理念」のもと、男女共同参画社会を形成するため4つの基本目標を定め、市民・地域・事業者と行政が手をつなぎ、一体となって取り組みを推進します。

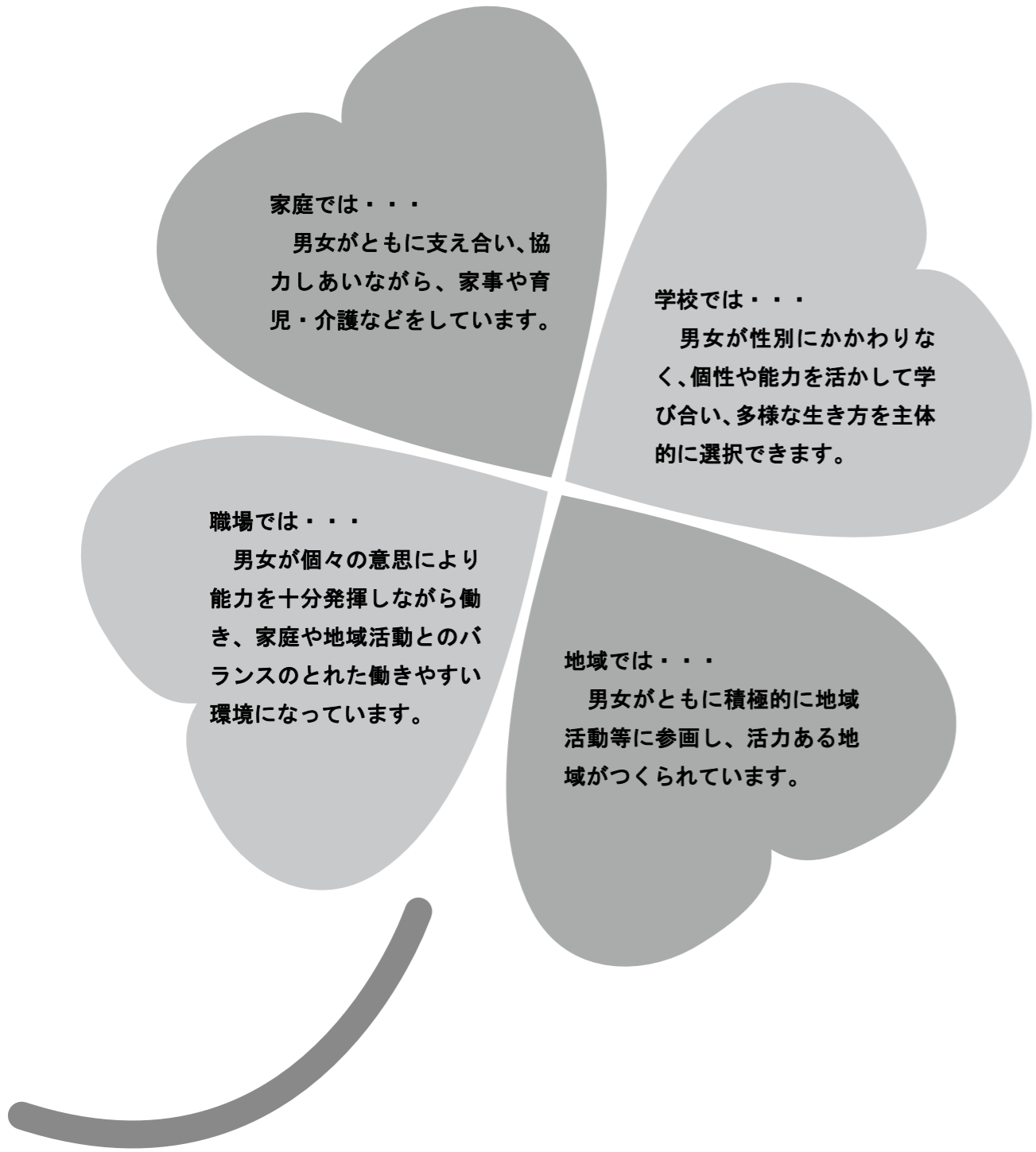
(目標Ⅰ)ともに認め合い、尊重し合う意識づくり

(目標Ⅱ)多様な生き方ができる社会環境づくり

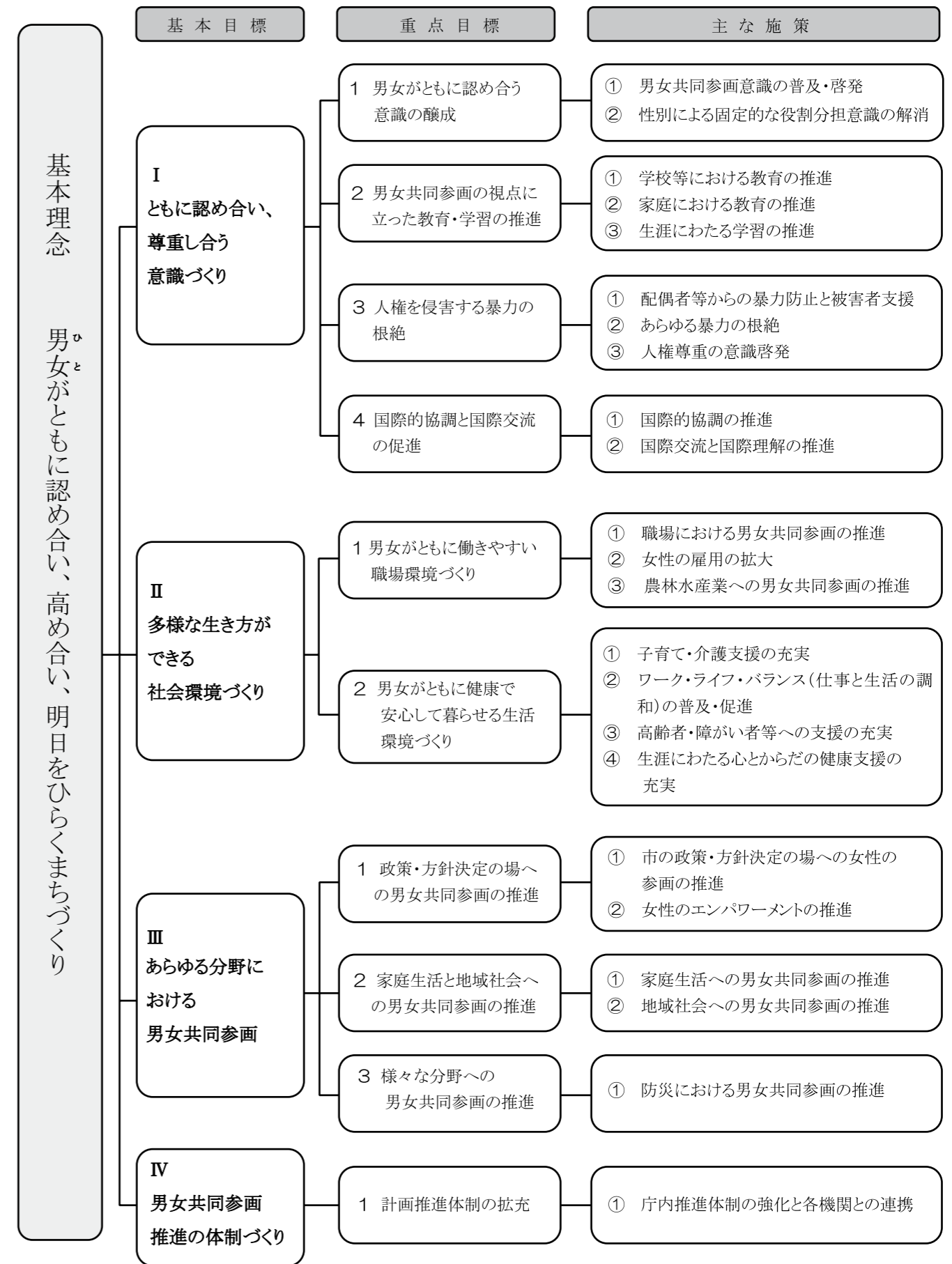
(目標Ⅲ)あらゆる分野における男女共同参画

(目標Ⅳ)男女共同参画推進の体制づくり

3 四国中央市が目指す男女共同参画社会の将来イメージ図



4 計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標 I ともに認め合い、尊重し合う意識づくり

★一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会を目指します。

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法より)

男女共同参画に関する認識を深め、男女が対等な構成員として、ともに責任を担う社会にするためには、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを行うとともに、意識の改革(意識づくり)が必要です。

重点目標1:男女がともに認め合う意識の醸成

1 現状と課題

女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性が増えてきている現在、男女平等に対する意識は少しずつ変化しています。しかし、本市が実施した男女の地位に関する市民アンケートでは、「男性の方が優遇されている」・「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人が、「家庭生活」で52.8%(図1)、「職場」で63.8%(図2)となっており、依然として男性優遇の意識傾向がみられます。

今後は、多様なメディアを活用した啓発活動のほか、特に男性の意識改革に重点を置き、「男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、女性のみならず男性がより暮らしやすくなるものであること」について理解を深めることができる、講座・講演を開催する必要があります。

また、メディアや様々な機会を通して、市民に男女共同参画社会の形成について正しい理解を図るための、広報・啓発活動の推進が求められています。

2 主な施策

① 男女共同参画意識の普及・啓発

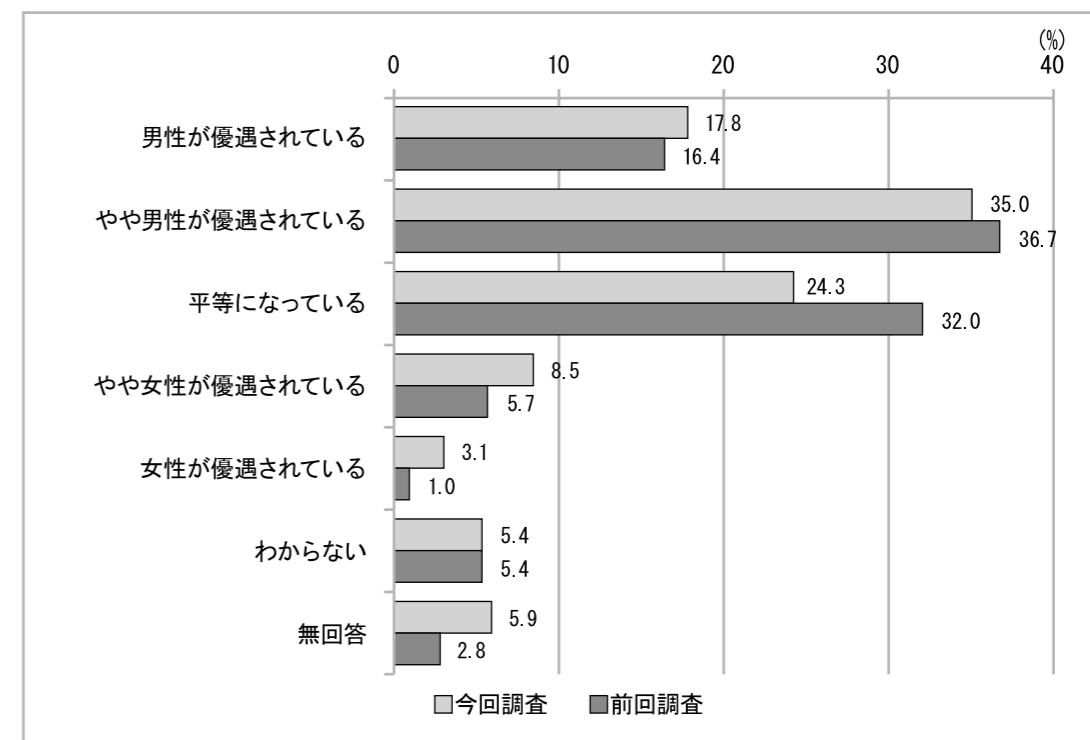
具体的施策	事業内容	担当名
多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進	・広報紙、市ホームページ、CATV 等を活用した広報・啓発及び情報の提供	男女共同参画担当課
男女共同参画に関する学習の機会の提供	・まちづくり出前講座の実施 ・教育関係者を対象とした研修・学習会の開催 ・市職員を対象とした研修・学習会の開催	男女共同参画担当課 人事担当課

② 性別による固定的な役割分担意識の解消

具体的施策	事業内容	担当名
意識改革のための啓発活動	・様々な機関が行う啓発講座や講演会への参加呼びかけ ・男性や若い世代を対象とした意識改革のための啓発講座の開催 ・男性の家事・育児・介護などへの参画を推進するための講座開催	母子保健担当課 高齢者福祉担当課 男女共同参画担当課

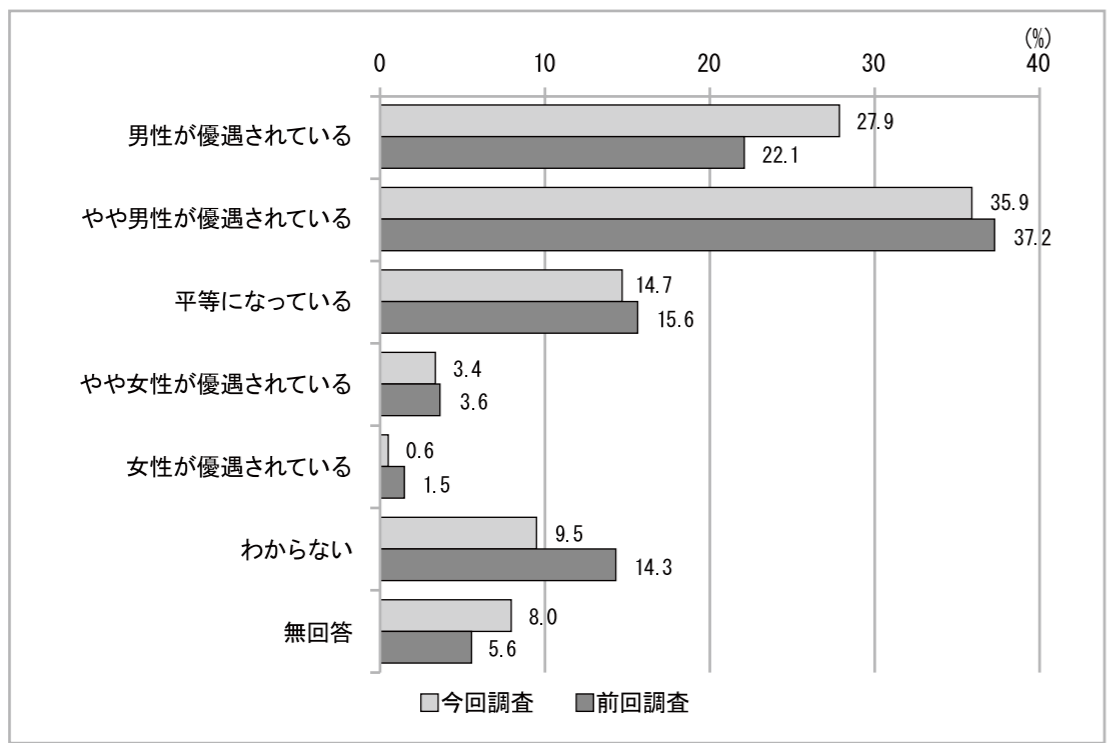
図 1

家庭生活における男女平等について

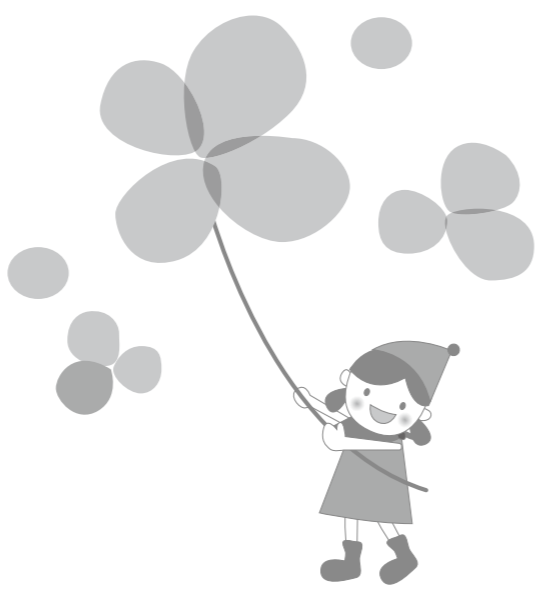


○資料:総合計画市民アンケートより 今回:平成24年 前回:平成16年

職場における男女平等について



○資料:総合計画市民アンケートより 今回:平成24年 前回:平成16年



重点目標2:男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

1 現状と課題

市民アンケートによると「教育の分野」では、59.0%(図3)が「平等になっている」と回答し、他の分野に比べ高い割合を占めていますが、教育の場においてもまだ2割程度が不平等を感じているということは今後も注視していく必要があります。

固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方の選択が可能となるよう、家庭、学校、及び地域のあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画意識を高める教育や学習の、更なる充実が求められています。

家庭は、子どもが最初に男女共同参画意識を高めることのできる大切な場であり、子どもが多様な選択肢の中で個性や能力を発揮できるよう、情報提供に努め、家庭教育の充実を図ることが必要です。

また、女性が広く社会に参画するためには、さまざまな分野への関心を高める学習が必要であり、学習機会の拡充や、参加しやすい環境を整備することが重要です。

2 主な施策

① 学校等における教育の推進

具体的施策	事業内容	担当名
学校等における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等観を育てる教育・保育の推進 ・教職員への研修の推進 ・デートDVに関する理解の促進 	教育指導・学務担当課 保育園担当課 人権擁護委員担当課

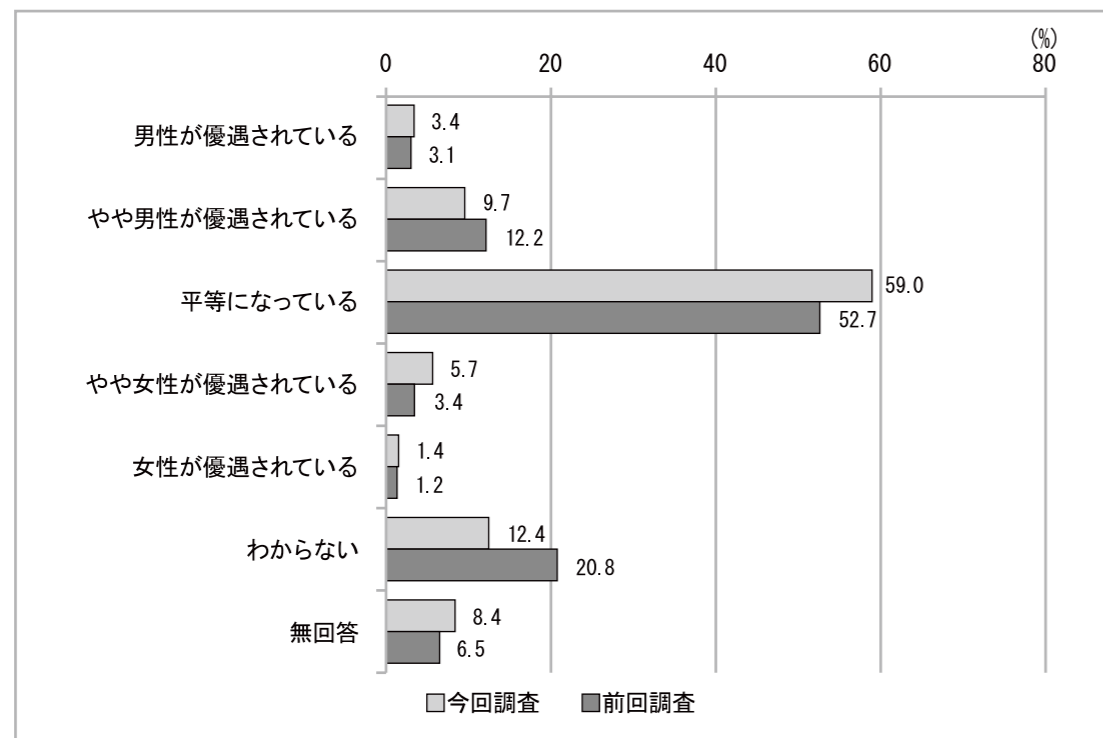
② 家庭における教育の推進

具体的施策	事業内容	担当名
男女平等意識の浸透のための広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級、PTA等での講座の実施 ・保護者に対しての情報の提供及び学習の充実 ・男女共同子育ての意識啓発 	社会教育担当課

③ 生涯にわたる学習の推進

具体的施策	事業内容	担当名
生涯にわたる学習機会の拡充と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学習機会の充実 ・学習グループの育成・活動支援 ・様々な講座・講演時の託児の場の整備 	社会教育担当課 男女共同参画担当課

教育の分野における男女平等について



○資料:総合計画市民アンケートより 今回:平成24年 前回:平成16年

重点目標3:人権を侵害する暴力の根絶

1 現状と課題

男女共同参画社会を実現するうえで、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、思いやることが大切です。男女共同参画社会基本法第3条では、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」、「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」、「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」、「その他の男女の人権が尊重されること」が求められています。

夫・妻・恋人など親しい関係にある人から暴力を受けるといった、ドメスティック・バイオレンス(DV)や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどは、男女共同参画社会の形成には大きな課題となっています。

愛媛県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しており(図4)、本市においても毎年相談件数が増加傾向にあり、今後も被害者に対する支援や、防止に向けた意識啓発が必要です。

また、配偶者からの暴力だけでなく、セクシュアルハラスメントやストーカー行為などの性暴力についても広く周知し、被害が潜在化しないよう啓発していくことも重要です。

個人の人権が尊重され暴力を許さない社会の実現が重要であり、人権を侵害するDVをはじめ、あらゆる暴力の根絶を図るための取り組みが求められています。

2 主な施策

① 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

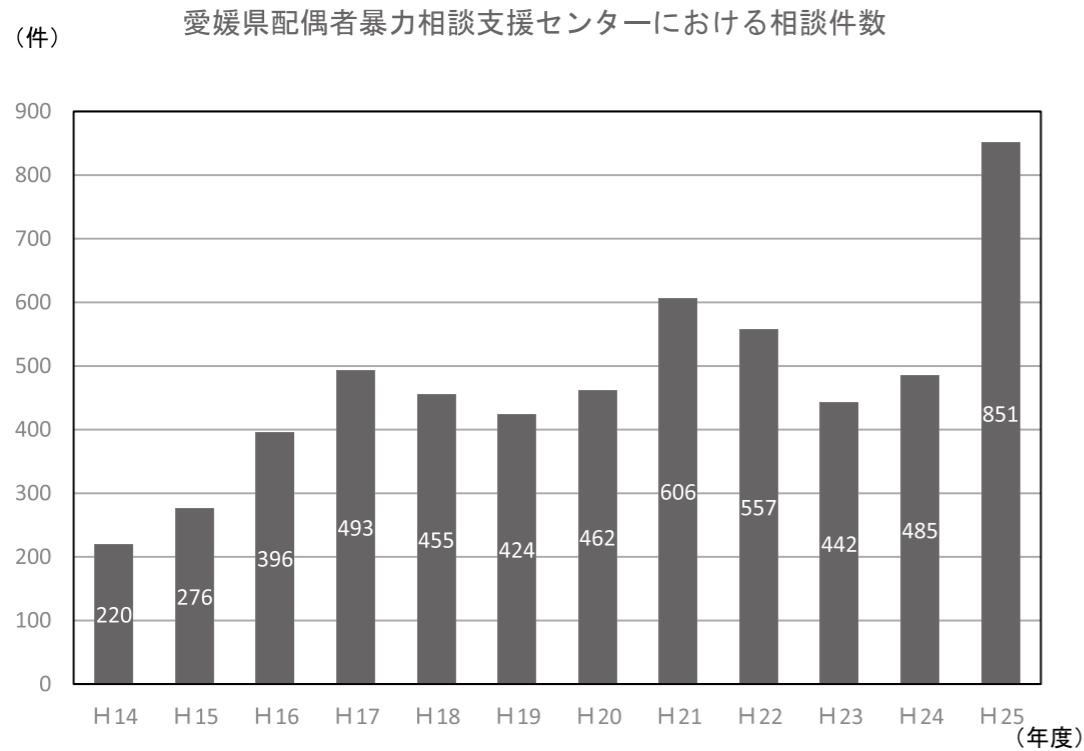
具体的施策	事業内容	担当名
DVの防止に向けた意識啓発	・広報紙、市ホームページ、パンフレットを活用した啓発 ・まちづくり出前講座の実施	DV等対策担当課
被害者の相談体制の充実	・相談窓口の周知 ・県(配偶者暴力相談支援センター)や警察など関係機関との連携強化 ・相談窓口の充実	DV等対策担当課
被害者の支援体制の整備	・被害者の保護や自立支援のための情報提供 ・県(配偶者暴力相談支援センター)や警察など関係機関との連携 ・民間団体等との連携 ・自立支援給付金の支給	DV等対策担当課

② あらゆる暴力の根絶

具体的施策	事業内容	担当名
あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	・広報紙、市ホームページを活用した啓発 ・まちづくり出前講座の実施	DV等対策担当課

③ 人権尊重の意識啓発

具体的施策	事業内容	担当名
人権に関する学習の機会の提供	・まちづくり出前講座の実施 ・人権のつどいの開催 ・人権・同和教育地区別懇談会等の実施 ・人権・同和教育推進者養成講座 ・人権のまちづくり講演会	人権啓発担当課 人権教育担当課



配偶者暴力相談支援センター（愛媛県福祉総合支援センター（婦人相談所）、愛媛県男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター）における相談件数により作成

重点目標 4: 国際的協調と国際交流の促進

1 現状と課題

わが国の男女共同参画社会の形成に向けての取り組みは、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動する形で行われてきました。

労働、家庭、地域等の各分野で、世界の女性が直面している問題には共通する部分も少なくないため、男女共同参画社会の実現に向けては、国際的な動向についての理解と関心を深めることが重要です。(図5)

そのためには、女子差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い各種条約「北京宣言及び行動綱領」等、国際規範を尊重し、国際的な動きを周知するなど、国際的協調・国際理解を進める取り組みが求められます。

また、国籍や性別にかかわらず、多様な生き方を認め合う意識を醸成するために、市民自らが国際交流を通じて、各国の生活や文化を相互に理解し、国際認識や国際感覚を養うことが必要です。

2 主な施策

① 国際的協調の推進

具体的施策	事業内容	担当名
※1「平等・開発・平和」への貢献のための情報提供	・世界の女性に関する情報提供	国際交流担当課 男女共同参画担当課

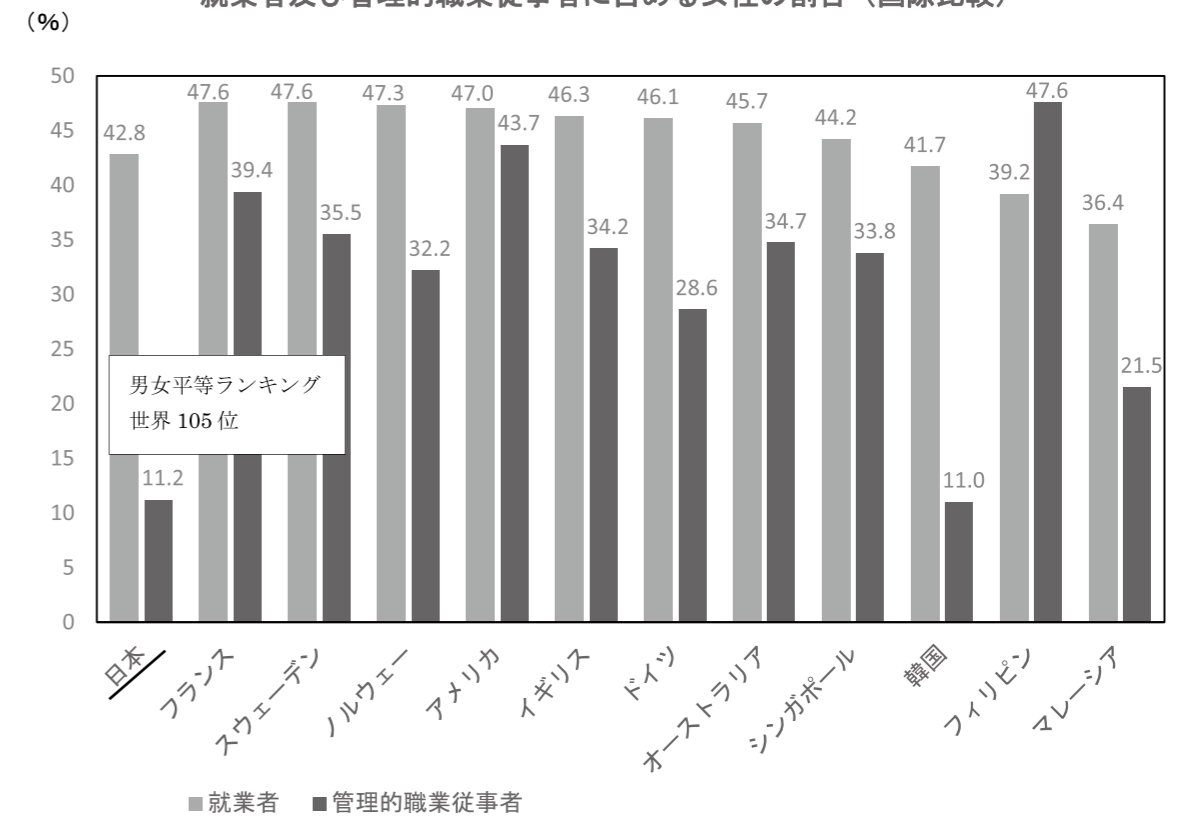
② 国際交流と国際理解の促進

具体的施策	事業内容	担当名
国際的な視点からの男女共同参画意識の改革	・国際交流機会の充実と交流活動の支援 ・国際理解教育の推進 ・多文化共生事業の推進	国際交流担当課

※1 「平等・開発・平和」

昭和 50 (1975) 年にメキシコシティで開催された「国際女性年世界会議」(第 1 回世界女性会議)における 3 つのメインテーマ。「平等」は男女平等の促進、「開発」は経済、社会文化の発展への女性の参加の確保、「平和」は国際平和・友好と協力への女性の貢献をあらわしています。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



○総務省「労働力調査(基本集計)」(平成 25 年)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2014」より作成

基本目標Ⅱ 多様な生き方ができる社会環境づくり

★性別や職種にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、働き続けることのできる社会を目指します。

★だれもが安心して暮らすことのできる社会を目指します。

重点目標1:男女がともに働きやすい職場環境づくり

1 現状と課題

わが国は、世界的にみても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力人口が減少しているとともに、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯が増加していくなか、労働力人口に女性が占める割合は年々増加傾向にあり、女性の職場進出が進んでいます。

そうした中、女性労働者が差別されることなく、かつ、母性が尊重され、能力を十分発揮できる雇用条件や職場環境の整備が大きな課題となっています。女性の働く権利を確立するための各種法制度等の情報を企業に発信していくことが必要です。

また、近年の新しい技術に対応できる女性の能力向上を図るため、技能修得等の学習機会を充実させることも重要です。

市民アンケートで「次世代を育成するために必要な施策」を尋ねたところ、「子育てと仕事を両立できる職場環境の整備」(54.7%)が最も多く、次いで「保育サービスの充実」(33.8%)となっており(図6)、ワーク・ライフ・バランスへの重視傾向が顕著にみられます。結婚や子育て等の時期に仕事を辞めざるを得ず、その後再び仕事に就くというケースは依然と多いため(図7)、保育サービス等の充実を図る必要があります。

2 主な施策

①職場における男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当名
就労・雇用の場における男女共同参画の促進	・関連機関との連携による職場における待遇改善の啓発 ・商工会議所等関係機関との連携	商工労政担当課
情報提供と技能・技術等取得への支援	・企業メールリストによる企業に向けた情報発信の充実(国、県、市の助成制度の周知) ・ビジネス・セミナーの開催	産業政策担当課
各種相談機能の充実	・国や県の労働関係機関等との共催による労働相談会の実施	商工労政担当課

具体的施策	事業内容	担当名
企業における女性の活躍情報の発信と柔軟な働き方の促進	・女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業情報の収集 ・企業のロールモデルの情報発信 ・セミナーの開催	商工労政担当課 男女共同参画担当課
基本方針の構成	・市特定事業主行動計画の策定	人事担当課

②女性の雇用の拡大

具体的施策	事業内容	担当名
再就職のための就労支援	・放課後児童クラブの施設整備や運営体制の充実 ・多様な保育サービスの充実	子育て支援担当課
女性の就業機会の拡大推進	・広報誌等を使った情報提供 ・企業の誘致・留置策の充実による雇用の場の確保 ・企業合同就職説明会等の実施による幅広い人材の雇用と就業機会の確保	商工労政担当課 産業政策担当課 企業立地推進担当課
多様な生き方等への支援及び情報提供	・女性の起業促進 ・起業等経験者からの情報提供や交流 ・創業支援オフィスの貸し出し	企業立地推進担当課 産業政策担当課

③農林水産業への男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当名
男女共同参画の視点での農業経営推進	・※2 家族経営協定締結の推進 ・※3 女性認定農業者の育成	農政担当課
男女共同参画の視点での農業振興	・女性農業大学の推進	農政担当課

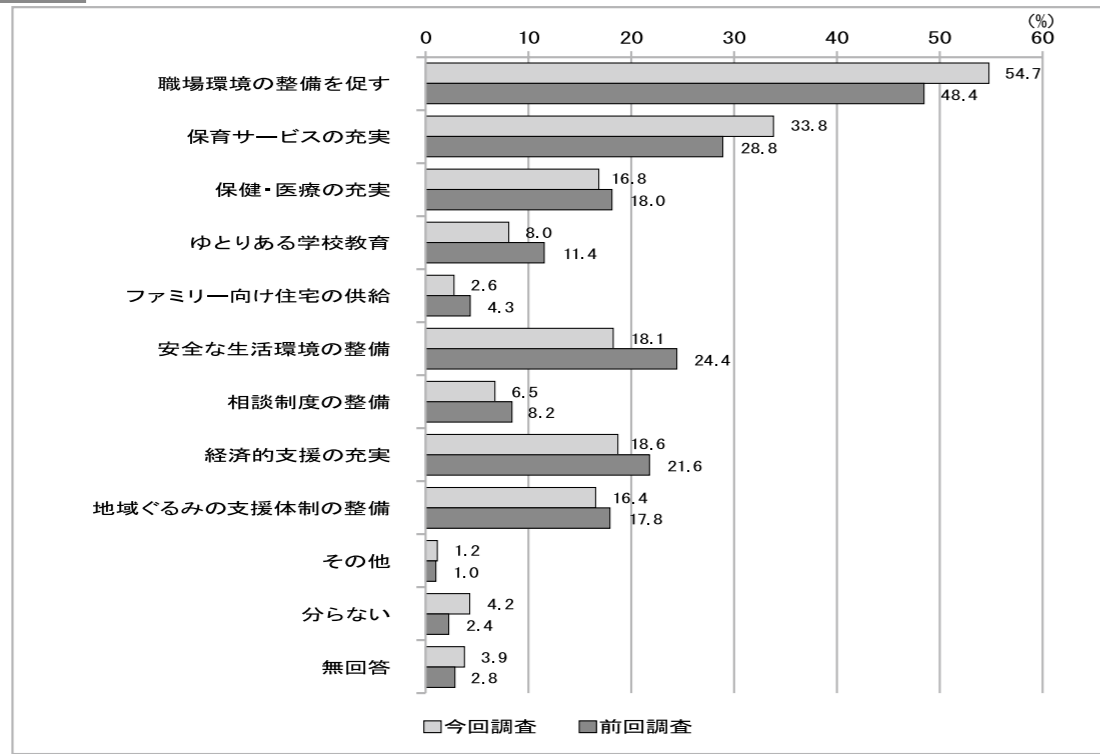
※2 家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。

※3 認定農業者

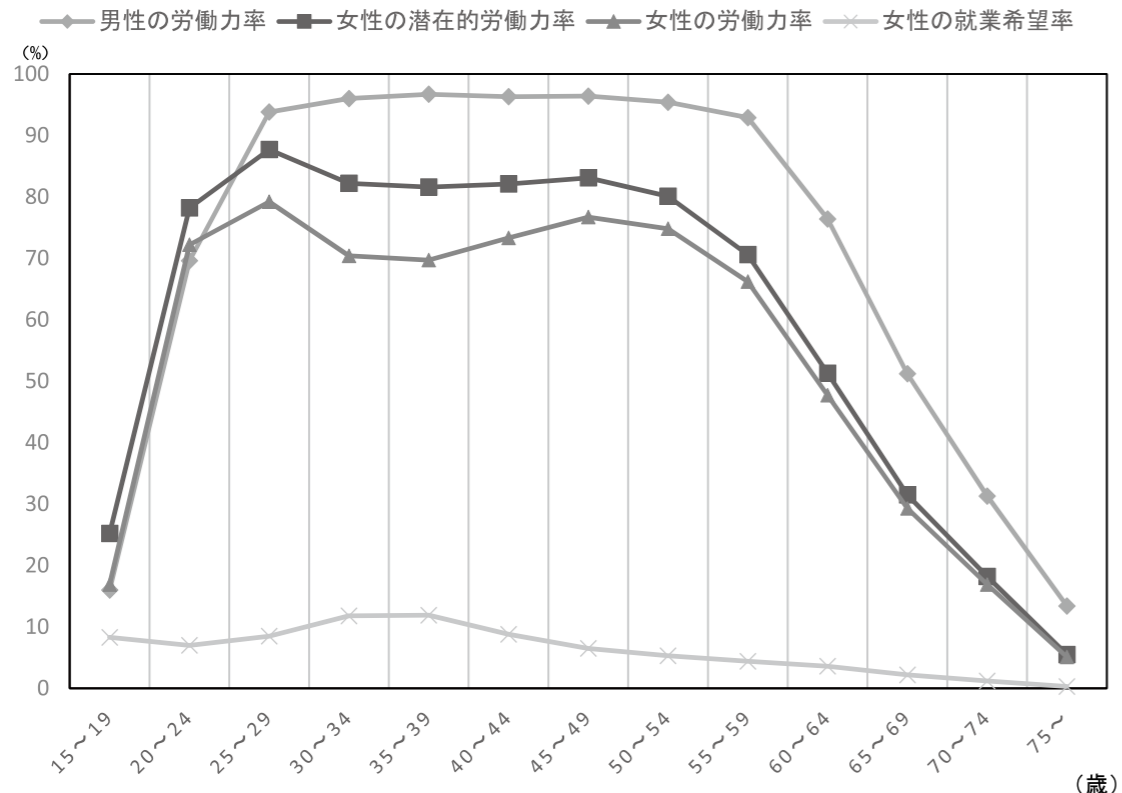
平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に位置づけられる制度。農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等、農業経営の改善を図るための計画(農業経営改善計画)を市町村の基本構想に照らして、市町村が認定した農業者のこと。

次世代を育成するために必要な施策



○資料:総合計画市民アンケートより 今回:平成24年 前回:平成16年

女性の年齢階級別潜在的労働力率



○資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成25年平均)

重点目標2:男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり

1 現状と課題

核家族、共働き家庭の増加や少子化の進行など、家庭環境が大きく変化している中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化しているため、男女がともに働き続けながら子育てができる環境の整備や保育サービスの充実が強く求められています。

また、高齢社会を豊かで活力ある社会とするため、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、地域を支える重要な一員として高齢者をとらえ、高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるように、きめ細かい福祉サービスの提供を図ることが必要です。

さらに、介護・看護負担の多くは女性が担っているのが現状で(図8)、在宅での介護には、介護者の精神的、経済的負担があり、これを軽減するなど介護者の支援が求められています。

そのため在宅福祉サービスの充実、相談や援助など総合的施策を推進していくことが重要です。

男女が心身の健康を維持・増進するためには、それぞれの身体の特徴を理解しながら、生涯を通じた健康づくりを進めることが必要で、特に女性の社会進出の進展、高齢出産の増加、女性の健康を取り巻く環境が急速に変化している今日、女性の生涯を通じた健康支援はますます重要な課題となっているため、各種健康診査を受けられるような推進体制の充実を図ることが必要です。

① 子育て・介護支援の充実

具体的施策	事業内容	担当名
一時保育や延長保育など多様な保育サービスの充実	・通常保育、一時預かり事業、延長保育促進事業、病児・病後児保育事業等の充実	子育て支援担当課
地域における子育て支援サービスの充実	・地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポート事業等の充実	子育て支援担当課
子育て支援のネットワークづくり	・子育て支援グループ等のネットワークづくり	子育て支援担当課
子育て相談機能の充実	・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の充実 ・子育て総合相談、児童家庭相談の充実 ・発達支援センターにおける相談業務の充実	子育て支援担当課 母子保健担当課
介護家族への支援充実	・介護予防教室の開催 ・家族介護者交流事業等の充実	高齢者福祉担当課 地域包括支援センター
介護相談支援の充実	・地域包括支援センターの相談体制の充実	地域包括支援センター

具体的施策	事業内容	担当名
ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援プログラム策定事業による支援の充実 ひとり親家庭に対する相談体制の整備や指導の充実 母子家庭自立支援給付事業の実施 	ひとり親支援担当課

② ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・促進

具体的施策	事業内容	担当名
仕事と生活の両立に向けた意識啓発(働き方の見直しの促進)	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と家庭における固定的な性別役割分担の見直し啓発及びワーク・ライフ・バランスの啓発 男性のライフアップセミナーの開催 	男女共同参画担当課 子育て支援担当課
育児・介護休業制度等の普及	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業制度の周知徹底と、事業所に対する働きかけ 男女を問わない制度利用の拡大 	男女共同参画担当課

③ 高齢者・障がい者等への支援の充実

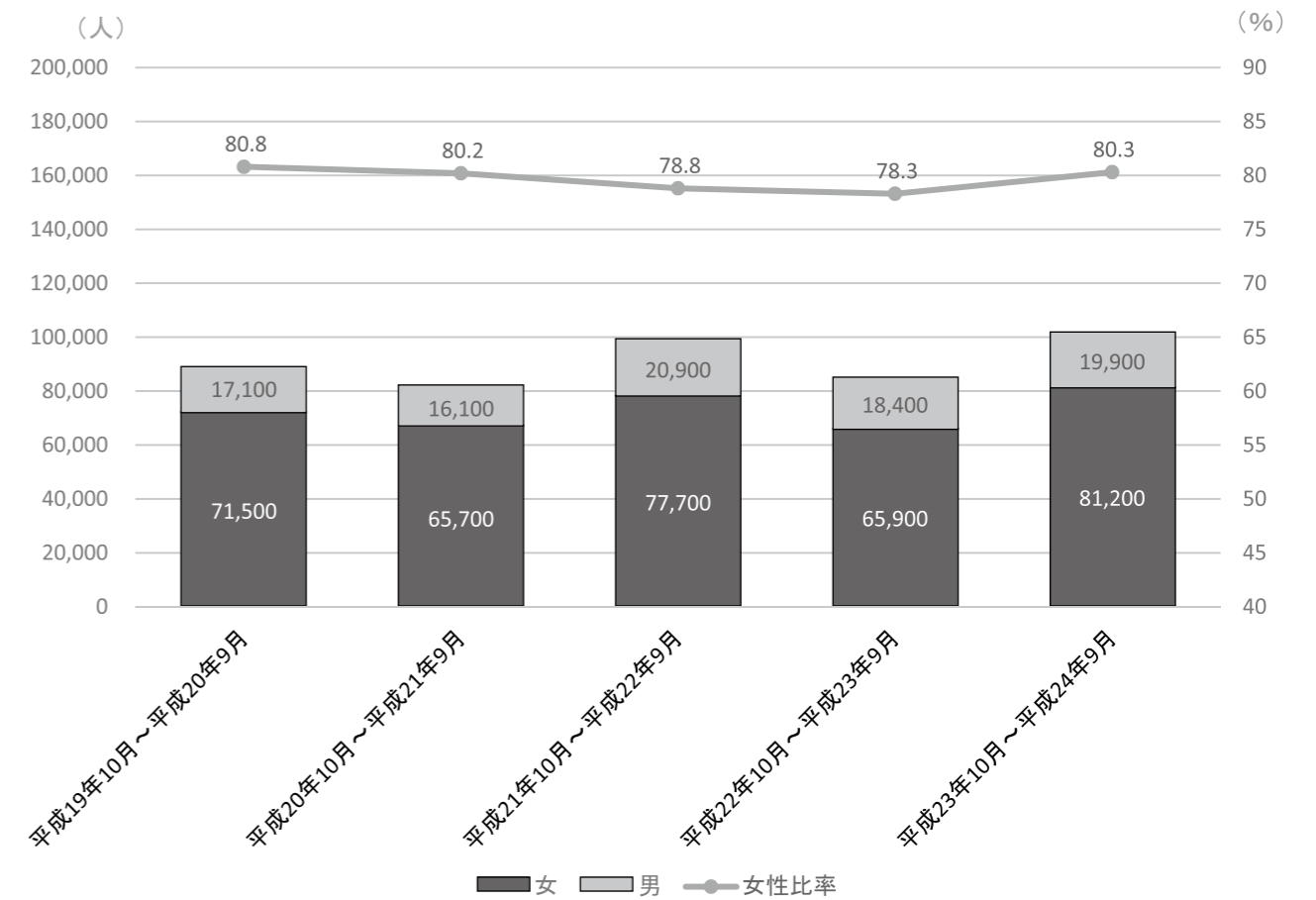
具体的施策	事業内容	担当名
生きがいづくり・社会参加支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの支援 ふれあいいいきサロン活動支援 老人クラブ活動の支援 生きがいと健康づくり推進事業の充実 	高齢者福祉担当課
在宅・施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの充実 障害者福祉サービスの充実 	介護保険担当課 障害者福祉担当課

④ 生涯にわたる心とからだの健康支援の充実

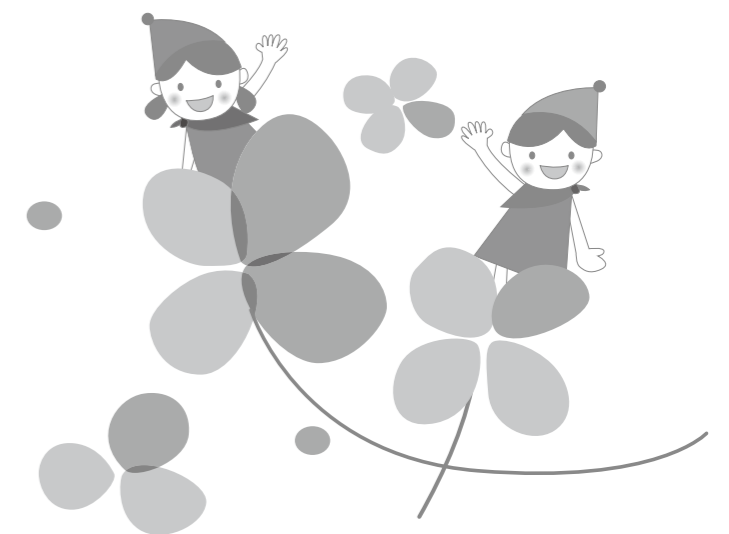
具体的施策	事業内容	担当名
健(検)診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦・乳幼児に対する健診の実施 各種検診(がん検診)の実施(検診無料クーポン券の配布) 	健康づくり対策担当課
情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種教室の実施(思春期教室等の開催) 各種健(検)診のフォロー体制の充実 各種健康相談・訪問指導の充実 	母子保健担当課

図 8

介護・看護を理由に離職・転職した人数と女性の割合



○資料:総務省「平成24年就業構造基本調査」により作成



基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画

★あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

地域社会における人間関係の希薄化や家族形態の変化、生活の多様化などの中、誰もが性別にかかわらず、個性や能力を活かすことができ、誰にでも出番と居場所のある地域づくりが重要です。

そのため、行政の分野はもちろんのこと地域のさまざまなところにおいて、意思決定や方針決定の場に女性が参画することが求められています。

また、男女が共に認め合い、それぞれがあらゆる分野で個性と能力を発揮することによって、一人ひとりが多様な生き方ができる社会づくりが重要です。

重点目標1:政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

1 現状と課題

男女がともに社会をつくっていくためには、意思を反映する政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画することが大切です。

企業や行政の組織において女性を管理職として登用することは、事業・施策の方針に女性の考えが反映され、多様な考えに基づいた事業・施策の展開やより幅広い視点からの組織運営につながります。

また市の審議会等は、多様化していく市民ニーズに応えられる政策課題を審議・検討し、政策の方向性を提言する重要な役割を担っており、本市は、2008年(平成20年)7月に施行した「審議会等の運営に関する指針」に基づき、審議会等における女性委員の積極的な登用の推進を図っています。本市の審議会等における女性委員の割合は、27.0%(図9)となっており、国や県に比べ低い割合となっています。

市の政策は市民一人ひとりの生活に大きな影響を与えることから、その政策や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要です。

このため、市においても、女性職員の登用を積極的に行うとともに、女性管理職の比率向上を目指します。

また、自分で意思決定し、行動できる能力を身に着けたリーダーシップのとれる女性の人材が求められ、女性自身も自らの意識と能力を高め、力をつける必要があります。こうした能力を身に着けるための学習機会を提供し、人材育成を図るとともに、あらゆる分野に女性が参画するためのサポートをする必要があります。

2 主な施策

① 市の政策・方針決定の場への女性の参画の推進

具体的施策	事業内容	担当名
審議会等への女性の参画促進	・審議会等への女性の登用率の向上 ・自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進 ・託児の場の整備	男女共同参画担当課
市役所女性職員の人材育成と登用の推進	・市職員を対象とした研修・学習会の開催 ・女性管理職の比率向上	人事担当課

②※4 女性のエンパワーメントの推進

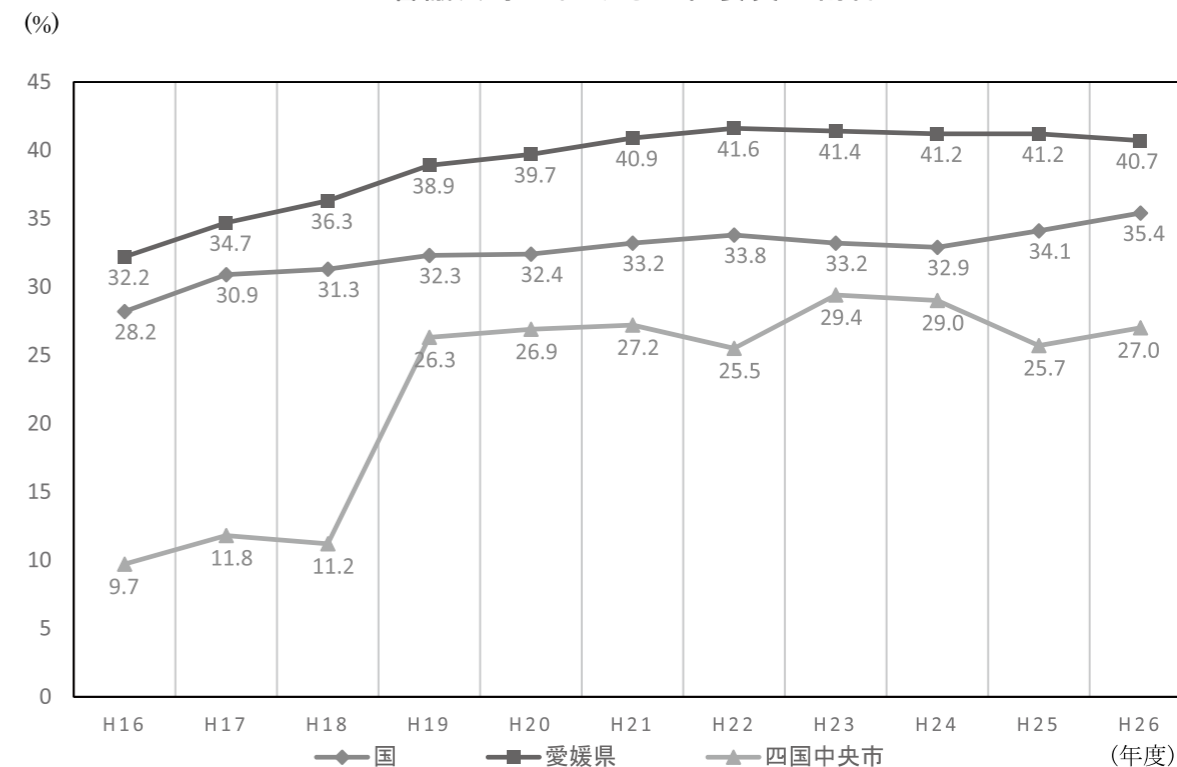
具体的施策	事業内容	担当名
女性の人材育成と能力の活用	・生涯学習や研修等による女性のエンパワーメントの推進 ・女性のロールモデルの情報発信	男女共同参画担当課

※4 女性のエンパワーメント

女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまな意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

図 9

審議会等における女性委員の割合



重点目標2:家庭生活と地域社会への男女共同参画の推進

1 現状と課題

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。地域においては、少子高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、男女が共に担わないと成り立っていかなくなる状況にきています。地域の課題解決や地域づくりにおいては、男女がともに実践していくことが重要です。

今後は、地域の人材を発掘し、団体等にその情報を発信していく必要があります。

2 主な施策

①家庭生活への男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当名
家庭におけるパートナーシップの促進	・男女がともに平等な立場で家事・育児・介護等にかかわる認識を高める各種講習会の開催	子育て支援担当課 高齢者福祉担当課 母子保健担当課
家庭における男女共同参画のための啓発	・男女がともに分担し合う意識の高揚を図る講座の開催や研修会の実施 ・男性向け講座(男性料理教室など)の開催による生活技術の取得の支援	男女共同参画担当課 社会教育担当課 健康増進担当課

②地域社会への男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当名
多様な活動への男女の参画促進	・自治会をはじめとするさまざまな地域活動への参加促進 ・地域で活躍する男女のロールモデルの情報発信	男女共同参画担当課

重点目標3:様々な分野への男女共同参画の推進

1 現状と課題

災害から市民の生命、財産を守るため、これまでも防災対策に力を入れてきました。地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進め、また力強く復興を進めていくためには、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に立った防災・復興体制を確立する必要があります。

災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、災害発生時のみならず平常時から防災に関する政策・方針決定過程の場に女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めます。

2 主な施策

① 防災における男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当名
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	・防災会議等における女性委員の参画拡大 ・まちづくり出前講座などでの啓発 ・研修やワークショップの開催 ・男女双方の視点に配慮した避難所の整備	消防・防災担当課
地域防災への女性の参画	・消防団員や防災士などの防災人材への参画促進・育成 ・防災訓練等への積極的な参加推進及び地域での普及啓発	消防・防災担当課



基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくり

★市民と協働で男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の形成のための施策を、総合的かつ効果的に推進するために、市民や各種団体、企業、関係行政機関の連携はもとより、庁内関係各課の推進体制を強化する必要があります。

重点目標1:計画推進体制の拡充

1 現状と課題

男女共同参画社会形成のため、これまで「四国中央市男女共同参画計画」に基づき、庁内男女共同参画計画推進委員が様々な事業に取り組んできましたが、推進するまでにいたっていない施策もあることから、今後は施策を総合的かつ効果的に推進するため、事業の数値目標を市民に公表し、庁内男女共同参画計画推進委員会を中心に、組織強化を図り、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

また、市民、学識経験者、関係団体などによる委員で構成する「男女共同参画計画推進ネットワーク会議」を設置し、意見や提案を事業に取り入れるなど、市民と協働で男女共同参画社会の実現に取り組むことが重要です。

2 主な施策


① 庁内推進体制の強化と各機関との連携

具体的施策	事業内容	担当名
庁内推進体制の強化	・庁内男女共同参画推進本部の設置 ・庁内男女共同参画計画推進委員の研修及び活動強化	男女共同参画担当課
市民・企業・団体等との連携	・男女共同参画計画推進ネットワーク会議の設置及び計画推進表の作成 ・NPO 法人等と連携した啓発活動の実施	男女共同参画担当課
国・県・関係機関との連携	・男女共同参画施策の推進に向けて、国・県・他自治体等との連携	男女共同参画担当課

数値目標

計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

基本目標	項目	実績値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 36 年度)
基本目標Ⅰ ともに認め合い 尊重し合う意識 づくり	啓発用パンフレット等の配布	—	年間 1,000 部
	国や県等が行う講座や講演会への参加人数	23 人	50 人
	男性の意識改革のための啓発講座の開催	0 回	年 2 回
	家庭生活の場での男女平等感	24.3%	40.0%
	教育の場での男女平等感	59.0%	100%
	ママパパ学級人数	174 人	→
	市役所男性職員の育児休暇取得率	27.9%	100%
	市役所職員の有給休暇取得率	43.5%	70.0%
	DV相談窓口の周知	40.0%	80.0%
	高校等におけるデートDV防止出前講座の開催	4 校	→
基本目標Ⅱ 多様な生き方が できる社会環境 づくり	国際交流等の各種行事参加数(国際化推進 実行委員会報告数)	3,142 人	5,500 人
	職場での男女平等感	14.7%	40.0%
	家族経営協定締結農家数	18 件	22 件
	放課後児童クラブ受入れ数	640 人	780 人
	保育所等定員数	1,765 人	1,931 人
	子育て支援マスター組織の会員数	—	30 人
	ファミリー・サポート・センターの利用数	1,450 人	1,800 人
	子育てフェスタ参加者数	1 日延べ 3,000 人	1 日延べ 3,500 人

基本目標	項目	実績値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 36 年度)
基本目標Ⅱ 多様な生き方が できる社会環境 づくり	病児・病後児受入れ人数	355 人	400 人
	ワーク・ライフ・バランス啓発講演会の開催	—	年 2 回
	広報紙や市ホームページを活用した「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の啓発	—	年 2 回
	がん検診(子宮がん・乳がん)の受診率	子宮がん 18.3% 乳がん 26.5%	子宮がん 20.0% 乳がん 30.0%
基本目標Ⅲ あらゆる分野に おける男女共同 参画	地域活動の場での男女平等感	40.4%	70.0%
	審議会等への女性委員の登用率	27.0%	35.0%
	女性委員のいない審議会数	11	0
	市役所職員の女性管理職の比率	6.3%	
	ロールモデルの発掘人数	—	20 人
	女性消防団員の数	3 人	10 人
	自主防災組織の結成率	65.4%	100%
基本目標Ⅳ 男女共同参画推 進の体制づくり	庁内男女共同参画推進本部の設置	—	設置
	庁内男女共同参画推進委員の研修	年 2 回	年 3 回
	男女共同参画推進ネットワーク会議の設置	—	設置

参考資料

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分

担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女

共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更に

ついて準用する。

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計

画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議
(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。
(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。
(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

目次
前文

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

目次

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて

いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則
(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項にお

いて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊

急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当

たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道

警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被

害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害

する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）や、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した

裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管

轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、

相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を

深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)
第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に

要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定

平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)

第3節 特定事業主行動計画(第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)

第5章 雑則(第26条—第28条)

第6章 罰則(第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78条)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女

性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）

にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次頁において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次頁において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めな

なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した

とき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小企業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主

団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及

び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業に

における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものと

する。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する取組又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次頁において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業

生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30

万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関し

て知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。
20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------	--

○四国中央市男女共同参画計画委員会
条例

(平成26年6月27日条例第12号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市男女共同参画計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女共同参画計画に関する事項について検討及び審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 各種団体等に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課で処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

○四国中央市男女共同参画計画委員会委員名簿

	氏名	所属等
委員長	亀岡マリ子	元愛媛県男女共同参画センター館長
副委員長	山川 昭典	丸住製紙新労働組合
委員	井上 仁	(株)四国中央テレビ
委員	内川真千子	四国中央市防災士
委員	加地 令子	四国中央市国際交流協会
委員	荏田 佳子	四国中央市連合婦人会
委員	窪田 幸子	国際ソロプチミストイースト愛媛
委員	宮崎 恵	市民公募
委員	山下 宏二	四国中央市人権擁護委員協議会

(敬称略、委員長、副委員長を除いて五十音順)

○四国中央市男女共同参画計画懇話会名簿

氏名	所属等
アドバイザー 亀岡マリ子	元愛媛県男女共同参画センター館長
石村 絵美	女性起業家
大西 忍	特定非営利活動法人 ひうちなだ
大西 誠治	四国中央市PTA連合会
大西 裕之	しこちゅ〜・ほこほこネット
大西美代子	四国中央商工会議所女性会
大山 浩子	地域通貨うーま
加地 初美	しこちゅ〜・ほこほこネット
加地 令子	四国中央市国際交流協会
窪田 幸子	国際ソロプチミストイースト愛媛
熊野 智子	愛媛県ロールモデル
久門美紀子	丸住製紙新労働組合
合田登志子	四国中央市人権擁護委員協議会
鈴木 豪	(社)四国中央市社会福祉協議会
鈴木千代子	四国中央市連合婦人会
高橋 浩子	特定非営利活動法人ワークライフコラボ
高橋 洋一	高橋歯科
野地 義夫	(株)四国中央テレビ
星川 光代	イースト愛媛ベンチャークラブ
宮崎 恵	女性起業家

(敬称略、アドバイザーを除いて五十音順)

○計画策定までの主な経緯

日 付	会 議 名 等	内 容
平成26年 7月31日	第1回男女共同参画計画懇話会	アドバイザー卓話・概要説明
平成26年 9月29日	第2回男女共同参画計画懇話会	ワークショップによる課題抽出、意見交換
平成26年11月 6日	第1回男女共同参画計画委員会	委嘱状交付・正副委員長選出・概要説明
平成27年 3月 5日	第2回男女共同参画計画委員会	計画案審議
平成27年 3月26日	第3回男女共同参画計画委員会	計画案審議
平成27年 7月21日	第4回男女共同参画計画委員会	計画案審議・提言について
平成27年 9月 2日 ～10月 2日	タウンコメント募集	各庁舎、市内各図書館、各公民館にて市民からの意見を募集
平成27年10月 9日	第5回男女共同参画計画委員会	タウンコメント、市長提言について
平成27年10月28日	計画案並びに提言書手交式	計画案と提言書を市長に手交

四国中央市男女共同参画計画についてのお問い合わせは

四国中央市 市民環境部 市民交流課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL●0896-28-6014 FAX●0896-28-6057
Web●<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>
mobile●<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/mobile/>

■発行年月 平成28年(2016年)2月